

問 6	権利関係
	民法総合

担保物権に関する次の記述のうち、民法の規定によれば、正しいものの組合せはどれか。

- ア 不動産に留置権を有する者は、目的物が金銭に転じた場合、当該金銭に物上代位をすることができる。
- イ 子の監護の費用を原因として生じた債権を有する者は、債務者の総財産について先取特権を有する。
- ウ 不動産質権者は、質権設定者の承諾を得ることなく、質権の目的である不動産の用法に従い、その使用及び収益をすることができる。
- エ 抵当不動産の第三取得者が、抵当権者の請求に応じてその抵当権者にその代価を弁済したときは、抵当権は、その第三取得者のために消滅する。

- 1 ア、イ
- 2 イ、ウ
- 3 ウ、エ
- 4 イ、ウ、エ

■■■〔正解〕 2 ■■■

□□ ア × 留置権には物上代位は認められていません

先取特権や質権、抵当権は、その目的物の売却、賃貸、滅失又は損傷によって債務者が受けるべき金銭その他の物に対しても、行使することができます(物上代位、民法 304 条 1 項本文、350 条、372 条)。これに対して、留置権には物上代位は認められていません。したがって、不動産に留置権を有する者であっても、目的物が金銭に転じた場合に、当該金銭に物上代位をすることはできません。

□□ イ ○

本肢のとおりです。①共益の費用、②雇用関係、③子の監護の費用、④葬式の費用、⑤日用品の供給という 5 種類のうちいずれかを原因として生じた債権を有する者は、債務者の総財産について先取特権を有します(民法 306 条)。

□□ ウ ○

本肢のとおりです。不動産質権者は、質権設定者の承諾を得ることなく、質権の目的である不動産の用法に従い、その使用及び収益をすることができます(民法 356 条)。

□□ エ × 所有権又は地上権を買い受けた第三者が対象です

抵当不動産について所有権又は地上権を買い受けた第三者が、抵当権者の請求に応じてその抵当権者にその代価を弁済したときは、抵当権は、その第三者のために消滅します(代価弁済、民法 378 条)。代価弁済は「抵当不動産について所有権又は地上権を買い受けた第三者」が対象となっており、抵当権消滅請求のように「抵当不動産の第三取得者」は対象になっていません。

よって、正しいものはイ・ウですから、正解は肢 2 です。